



TNY India Newsletter

2023/8/5
No.1

はじめに

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インド法特有の契約締結上の注意点について
- 3 2023年6月・7月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

2023年8月2日に当事務所（TNY Services (India) Private Limited）の登記が無事に完了し、営業を開始しました。事務所はグルガオンにあります。私（西谷）が常駐しておりますので、法務関連で何かございましたらお気軽にご連絡下さい。飲み会等のお誘いも大歓迎です。

最初に当事務所グループの紹介をさせて頂くと、当グループは13か国で日系企業へ法務サービスを提供しており、インドと同様に過去にイギリスの統治下にあったバングラデシュ、マレーシア、ミャンマーにも事務所を有しています。これらの国は会社法等の法令がインドと類似しており、これらの国で多数の日系企業の法務案件に対応した経験の蓄積もインドで活かせると考えております。

今後、インドにおいても少しでも日系企業の方のお役に立てればと思っておりますので今月から、TNY Indiaのニュースレターをお送りいたします。法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、6月・7月の法律・規則等の改正・制定情報とインド法特有の契約締結上の注意点をご紹介します。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

インド法特有の契約締結上の注意点

インドは、イギリス領であったことから英米法（コモンローともいわれる）をベースに法体系を確立しており、大陸法をベースとする日本の法制度とは異なる点があります。契約に関しては、インドでは契約法（Indian Contract Act 1872）が当事者間の権利義務を定める法律として一番重要な法律となりますが、下記のような場面で日本とは異なる制度がありますので注意が必要となります。

1. 契約違反に基づく損害賠償請求の範囲

契約違反に基づく損害賠償請求についてはインド契約法（以下、「契約法」）73条に規定があります。同条は、契約違反によって自然に生じた損害や契約締結時に当事者が契約違反により生じることを予見していた損害については、契約違反による損害賠償請求として請求することができると規定しています。一方で、契約違反から間接的に生じる損害（any remote and indirect loss or damage）

については請求できない旨規定しています。間接損害の範囲は法令上不明確ですが、契約違反に基づき当然生じた損害ではないが、債務が通常通り履行されていれば得られたであろう第三者との契約に基づく利益等の機会の損失や逸失利益を含むと考えられます。契約法は、請求できない損害の例として下記事例を挙げています。

AがBの工場に機械を引き渡す契約において、Aが期限までに機械を引き渡すことができなかったことにより、Bが当該機械に基づき製品を製造し提供する契約をCと締結できなかったというケースでは、BはAから機械の引渡しが遅れた期間に製品を製造できなかったことによる損害は請求できますが、Cとの契約を締結できなかったことによる損害（Cとの契約により得る利益）は認められません。

上記例の通り、このような逸失利益、機会の損失等による損害は原則請求できません。これら逸失利益、機会の損失等による損害を請求するためには、契約違反が生じた場合このような損害が生じることを相手方に認識（予見）させておくことが必要であり、そのために契約書上で損害の範囲として合意しておくことが重要となります。日本では、契約違反に基づく逸失利益等の損害については、契約書上等で明記されなくても債務不履行時に予見すべきものであれば損害賠償の対象となり得ますが、インドでは契約締結時に予見していたことが必要であるため、予見していたことを明確にするためにも損害が生じ得る範囲として契約書中に規定しておくことが重要となります。もっとも、契約書中に損害賠償の範囲として合意したからといって当該損害の発生が必ず認められるわけではありません。

2. 相殺合意

日本では、民法において相殺が明記されており、当事者間で相互に債権を有している等の一定の要件の下で相殺が可能となります。そのため、日本ではどちらか一方が相殺が可能な状況になれば相殺を法律に基づく権利として行使することができます。しかし、インドでは破産した場合の破産に関する法律で相殺の規定があるなど、個別具体的な場面で適用される相殺が法律で規定されていることはありますが、日本の民法のような広く適用される相殺の規定はありません。したがって、破産などの特別な場合を除き基本的には当事者間で合意しなければ相殺を行うことができないと解されます。

3. 競業禁止義務の制限

契約法27条では、「ある者が合法的な職業、取引、又はあらゆる種類の事業を行うことを拘束されるあらゆる合意は、その限りにおいて無効である。」と規定しています。同条に基づき、インドの判例では、「契約期間中の競業禁止義務は有効」、「契約期間終了後の競業禁止義務は原則として無効」と解釈されています。

もっとも、契約期間終了後に競業禁止義務条項を合意すること自体は違法ではないため、相手方が履行することを期待して当該条項を設けた契約書を締結することは可能です。

4. 印紙税

インド国内で作成された契約書は、各州の印紙税法に基づき印紙税を支払い、印紙を貼付しなければ紛争が生じた際に裁判所において証拠として利用することができません。最高裁判所は、近時、契約書中で紛争解決手段として仲裁が定められ、契約に基づき行われた仲裁合意を当該契約書について印紙税が支払われていなかったことを理由に無効としています。日本では、収入印紙が貼られていなくとも契約書が無効とはならず、有効性は認められていますが、インドでは最高裁判所がこのような判断をしています。改めて、印紙税を納付すること、契約書に印紙を貼付することを徹底していただくことが重要です。

Issue Date	Title	Issuing Ministry
21-June	Relaxation in paying additional fees in case of delay in filing DPT-3 for Financial Year ended on 31st March 2023 up to 31st July 2023	Ministry of Corporate Affairs
26-July	Filling up of post of Director General in the Competition Commission of India on deputation basis	Ministry of Corporate Affairs
12-July	Merger of multiple user IDs in V2 Portal with new User ID in V3 and deactivation of old user ID in V2 Portal	Ministry of Corporate Affairs
21-June	Relaxation in paying additional fees in case of delay in filing DPT-3 for Financial Year ended on 31st March 2023 up to 31st July 2023	Ministry of Corporate Affairs
16-June	Notification under Section 14 of Insolvency and Bankruptcy Code,2016	Ministry of Corporate Affairs
6-June	Filling up of 03 (Three) posts of Judicial Member and 02 (Two) posts of Technical Member in the National Company Law Appellate Tribunal (NCLAT)	Ministry of Corporate Affairs
6-June	Filling up of 05 (Five) posts of Judicial Member and 05 (Five) posts of Technical Member in the National Company Law Tribunal (NCLT)	Ministry of Corporate Affairs
2-June	Engagement of Stenographers and Private Secretaries purely on contractual assignment in the National Company Law Tribunal (NCLT)	Ministry of Corporate Affairs
2-June	Engagement of Law Research Associates in various Benches of National Company Law Tribunal purely contractual assignment	Ministry of Corporate Affairs
2-June	LLP (Amendment) Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
2-June	Companies (Accounts) second Amendment Rules, 2023	Ministry of Corporate Affairs
25-July	Master Circular - Management of Advances - UCBs	Reserve Bank of India
24-July	Implementation of Section 51A of UAPA,1967: Updates to UNSC's 1267/ 1989 ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: Amendments in 02 Entries	Reserve Bank of India
18-July	Inclusion of "NongHyup Bank" in the Second Schedule of the Reserve Bank of India Act, 1934	Reserve Bank of India
4-July	Implementation of Section 12A of the Weapons of Mass Destruction and their Delivery Systems (Prohibition of Unlawful Activities) Act, 2005: Designated List (Amendments) Implementation of Section 12A of the Weapons of Mass Destruction and their Delivery Systems (Prohibition of Unlawful Activities) Act, 2005: Designated List (Consolidated)	Reserve Bank of India
4-July	Implementation of Section 12A of the Weapons of Mass Destruction and their Delivery Systems (Prohibition of Unlawful Activities) Act, 2005: Designated List (Consolidated)	Reserve Bank of India
26-June	Master Direction on Minimum Capital Requirements for Operational Risk	Reserve Bank of India
23-June	Status of MIFOR as a Significant Benchmark	Reserve Bank of India

22-June	Remittances to International Financial Services Centres (IFSCs) under the Liberalised Remittance Scheme (LRS)	Reserve Bank of India
15-June	Sovereign Gold Bond (SGB) Scheme 2023-24	Reserve Bank of India
14-June	Agency Commission for collection of indirect taxes through ICEGATE payment gateway	Reserve Bank of India
8-June	Priority Sector Lending (PSL) targets / sub-targets and contribution against shortfall in achievement of PSL targets – Primary (Urban) Co-operative Banks (UCBs) - Extension of time	Reserve Bank of India
8-June	Guidelines on Default Loss Guarantee (DLG) in Digital Lending PDF document	Reserve Bank of India
8-June	Framework for Compromise Settlements and Technical Write-offs PDF document	Reserve Bank of India
8-June	Rationalization of Branch Authorisation Policy for Urban Co-operative Banks (UCBs)	Reserve Bank of India
8-June	Reserve Bank of India (Call, Notice and Term Money Markets) Directions, 2021-Review	Reserve Bank of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、バングラデシュの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

7月上旬、職場へ向かう途中で右写真のオレンジの服を着た方々を見つけました。どうやら、彼らはヒンドゥー教の修行でガンジス川まで歩いてガンジス川の水を汲みシヴァ神が祀られるお寺に水を届けるそうです。

(大変失礼ですが) あの汚いガンジス川の水を汲みに行くのかと思いましたが、考えてみたら当たり前でガンジス川も上流の方はきれいな水が流れており、上流の水を汲みに行くようです。てっきりヴァラナシへ行って水を汲むものと思いました。

ガンジス川まで歩いて水を汲みに行くという修行内容もおもしろいですが、日常の光景で修行が見られることも日本とは異なる世界だなと思いました。

本稿は、2023年8月3日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: 344, Tower A, Spaze I-Tech, Sector-49, Sohna Road, Gurgaon-122018, Haryana, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>

